平成２９年（フ）第２０３号
山形県西村山郡河北町谷地字所岡33番地の７
債務者　大場　和幸
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５１６号
大阪市東成区大今里南５丁目９番21―105号
債務者　播本福一こと張智弘こと張本智弘こと張本宏一こと永田宏一こと長田宏一こと永田智弘こと　張　　宏一
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２３号
京都市南区久世上久世町434番地デ・エストレージャス208、前住所大阪市西区江戸堀１丁目16番21号
債務者　九法　吉宏
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９４９号
広島県福山市本郷町1274番地５、申立時の住所広島市東区中山西２丁目13番24―102号
債務者　楠　　隆緒
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８２号
広島市東区曙５丁目３番５―404号　センチュリー曙
債務者　葛原　沙織
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城　　昌志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０７号
岡山市中区東山３丁目４番５号
債務者　西尾　恵子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　輝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７５３号
北九州市八幡西区黒崎２丁目８番21号（512）
債務者　畑　　二男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３６号
和歌山県岩出市岡田810番地の９
債務者　岡田　拓也
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７９号
北海道北斗市清川552番地の１
債務者　古卿　慶悟
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３８０号
函館市本通２丁目31番33号　コーポ水島　１階中号室
債務者　石岡　幸平
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１号
函館市千歳町８番13号
債務者　川島　直美
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６７号
熊本県荒尾市宮内出目1442番地　三宅アパート122号
債務者　酒井　里美（旧姓武末）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第６８号
熊本県荒尾市宮内出目1442番地　三宅アパート122号
債務者　西川ミヱ子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１９５６号
名古屋市天白区中平４丁目1714番地　中平メゾネット　Ｃ―東
債務者　黒沢　明徳
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５７号
名古屋市天白区中平４丁目1714番地　中平メゾネット　Ｃ―東
債務者　黒沢千恵美（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
三重県鳥羽市大明東町19番８号
債務者　山口　幸夫
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目８番24―402号
債務者　池田さゆり
1　決定年月日時　平成30年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部